破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０８６号
福岡市中央区今泉２丁目１番68―302号
破産者　花田　貴志
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３１号
神奈川県横須賀市浜見台２丁目８番９号
破産者　蒲谷　義美
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１３７号
神奈川県横須賀市馬堀町１丁目21番２号
破産者　伊藤　清幸
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１３８号
神奈川県横須賀市馬堀町１丁目21番２号
破産者　伊藤　節子
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第３２号
新潟県燕市八王寺1538番地３
破産者　風間　　誠
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第７１５号
札幌市西区八軒２条東３丁目２番28号　八軒一二三荘203号
破産者　井上　昌之
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２０９号
札幌市東区北21条東18丁目３番19号　ラーラ元町１番館301号
破産者　佐野　龍一
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２２５号
札幌市白石区北郷１条２丁目４番８号　ブランネージュ北郷302号
破産者　元谷　裕美（旧姓金澤）
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８号
宮城県気仙沼市岩月千岩田260番地　熊谷アパート６号
破産者　齊藤　大哉
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第２１５号
埼玉県越谷市七左町１丁目29番地１　レクセルガーデン蒲生118号
破産者　阿部　　正
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２２２号
埼玉県春日部市武里中野32番地９、開始決定時の住所埼玉県春日部市大場750番地９
破産者　遠藤　琢也
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４２１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字広戸沼172番地１
破産者　小林　新吉
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４２５号
埼玉県草加市谷塚１丁目21番１―202号
破産者　田中　耕次
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４２６号
埼玉県草加市谷塚１丁目21番１―202号
破産者　田中とみ子
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４３４号
埼玉県春日部市小渕1438番地10
破産者　豊倉　孝治
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４４５号
埼玉県春日部市梅田本町２丁目５番地６　グランハイム尾島203号
破産者　日向　克美
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２５０４号
大阪市西成区玉出中１丁目６番29号
破産者　山田　広幸
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１０１号
福岡県筑紫野市湯町２丁目14番５号
破産者　荒木　良子
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１７４号
福岡県筑紫郡那珂川町大字西畑1059番地１
破産者　小林　重如
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部